原議保存期間
 5年(令和7年3月31日まで)

 有効期間
 一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長警視庁 交通 部長 殿各道府県警察(方面)本部長(参考送付先)

警察大学校交通教養部長科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第102号 令和元年9月19日 警察庁交通局運転免許課長

運転経歴証明書制度の運用上の留意事項について (通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)附則第1条第2号の規定の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第108号)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第31号)が本日公布され、このうち、運転経歴証明書制度に関する改正規定は本年12月1日から施行されることとなった。

本改正の概要等については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」(令和元年9月19日付け警察庁丙交企発第42号、 丙交指発第11号、丙規発第20号、丙運発第21号)をもって通達されたところであるが、運転経歴証明書制度の運用上の留意事項は下記のとおりであるので、 関係所属等に周知徹底し、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、「運転経歴証明書制度の運用上の留意事項について」(平成23年12月 26日付け警察庁丁運発第185号)は廃止する。

記

1 改正内容の周知について

これまで、運転免許が失効した者等は運転経歴証明書の交付を申請することができないこととされ、その旨を高齢者講習通知書の紙面上に明記するなどの方法により周知徹底を図ってきたところであるが、今回の改正により、運転免許が失効して5年以内の者については、一定の場合を除き、運転経歴証明書の交付を申請することができることとしたため、改めて高齢者講習通知書の紙面上に明記するなどの方法により、周知を図ること。

なお、運転免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付は、令和元年 12月1日から令和3年3月31日までの間は、平成28年4月1日以後に運転免 許が失効した者に限ることに注意すること。

また、交付申請先が「申請による運転免許の取消しを行った都道府県公安

委員会」から「申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会」に改められたほか、再交付の要件が緩和され、亡失等の場合に限らず、記載事項の変更届出をしたとき、写真を変更しようとするとき等にも申請することができることとされるなど利便性の向上が図られたことから、併せて周知を図ること。

2 旧運転経歴証明書の交付を受けた者の取扱いについて

(1) 記載事項の変更届出等の義務

平成24年4月1日より前に発行された運転経歴証明書(以下「旧運転経歴証明書」という。)の交付を受けた者(同日以後に運転経歴証明書の再交付を受けた者を除く。)については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成23年内閣府令第70号。以下「平成23年改正府令」という。)附則第4項の規定により、記載事項の変更届出及び運転免許の再取得に伴う運転経歴証明書の返納義務は課されないので、引き続き注意すること。

(2) 運転経歴証明書の再交付

旧運転経歴証明書の交付を受けた者の中には、現行の様式の運転経歴証明書の交付を求める者がいると考えられる。

このため、平成23年改正府令附則第2項の規定により、亡失等の事情がない場合であっても、その記載事項が判読できる旧運転経歴証明書をその者が所持しているときに限り、新しい運転経歴証明書の再交付を受けることができることとしているので、引き続き注意すること。